

岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業
に関する最終提言書

(写)

平成16年3月12日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

平成16年3月12日

岡山市長 萩原誠司様

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

委員長 奥田節夫

岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書

岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業について、岡山市と協同組合岡山市環境整備協会に対する意見聴取を実施し、これを踏まえて審議検討した結果を、市民の代表としての立場から次のおり提言します。

岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書

第1. これまでの合理化事業の清算について（過去の清算）

1. はじめに

過去30年近くにもわたる合理化事業の清算をいま改めてしなければならないこと自体異常なことであり、市はその時々到场当たりの対応をとってきたのではないかと思われても仕方がない。長年にわたり代替業務の提供額や業務内容につき明確な基準や取り決めがないままに業者に業務提供をしてきたことについては、市側に責任がある。

せめて、過去、自らが印を押して確認してきた事項については、これを断固として貫くという姿勢を示してほしい。そのような姿勢すら放棄するとすれば、市は自らの行為によって行政の社会的信用を損ねることになり、市民としては、やり場のない不満を覚える。

市民の税金の使途に関わる事柄であるということを深く自覚した上で、厳正な態度で清算にあたってほしい。

今回、この合理化事業の議論をオープンな場で行い、市と環境整備協会双方が自らの意見を市民の前に明らかにし、専門委員会の提言を取り入れながら合理化事業の政策を決定しようと努めたことについては、市と協会双方の姿勢を評価したい。

明確な基準や取り決めがない過去の合理化事業を清算するにあたっては、現在入手できる公用文書によって確認できる範囲については、内容の十分な相互理解の有無にかかわらず当該文書の記載に従わざるを得ないと思われる。

また文書の記載が明確でない事項については、ある程度事業内容から状況を推定せざるを得ないが、大きな変革が明らかでない限りは、その前後の継続性を重んじて同様の取扱いをせざるを得ないと思われる。

2. 固液分離業務と中継輸送業務について

(1) 過去の位置づけ

この2つの業務については、まず、双方確認書を交わしている平成11年度以降は、明確に代替業務と位置づけるべきである。

次に、昭和58年8月に環境整備協会から両業務を代替業務として受託したいという要望書が市長宛に提出されていることから推測して、昭和58年以降も代替業務と位置づけて整理するのが合理的である。

さらに、昭和58年以前については明確な文書類は存在しないが、昭和58年を境に両業務の実態が大きく変動しているという状況はみられないことから推測して、それ以前についても代替業務という位置づけであったと整理するのが合理的である。

以上から、両業務ともに昭和54年の委託開始から今日に至るまで、代替業務と位置づけて整理すべきであると考えます。

(2) 平成16年度以降の位置づけ

両業務の内容に変更がないかぎり、平成16年度以降もこれまでの位置づけを踏襲して代替業務とするのが合理的である。

また、岡山市の財政の危機的状況からみて、両業務を除いて他の業務を提供すること、あるいは、提供できない場合に金銭で補てんすること、といった代替策は非現実的と思われるので、このような観点からみても代替業務と位置づけるのが妥当である。

(3) 固液分離業務の評価について

固液分離業務を代替業務と位置づけることとは別に、同業務については業者独自の技術開発があり、市の浄化槽汚泥処理行政に大きな貢献をしているとみられる要素もあるので、この点について適正な評価をする必要がある。そのための一案として、今後、固液分離業務の評価に関するワーキンググループを設置して、技術分野の専門家も加えて事業評価をするといった方法を検討してほしい。

3. 環境整備協会の留保金の清算について

環境整備協会内部の代替業務による留保金については、区分経理がなされていなかったことから明確な金額を確定することができないので、利益率を10%と設定して清算することもやむを得ない。今後速やかに、はっきりとした決着をつけ、清算に関する財務書類の提出を求めた上で清算内容を公表し、市民に対して説明責任を果たすべきである。

4. 清算の起点について

環境整備協会分の代替業務については、協会に代替業務を提供した経緯を踏まえると、市が提示したとおり昭和54年度から平成10年度までのすべてを清算対象とすることが合理的である。

4業者への代替業務については、委託を開始した昭和51年度からが妥当と考えるが、減車の確認書が残っている昭和55年度からでも差し支えない。また、収集量の設定時点を根拠とする協会の主張（昭和57年度から）にも合理性があり、これら3つのうち、いずれの年度を起点とするかは市と協会が協議して決定すべきであると考えます。

第2. 今後の合理化事業のあり方について

1. 支援額の設定について

今回、廃車1台当たりの代替業務提供額が4億6,000万円と定められたが、結果的には市と環境整備協会の交渉に一任した形になり、支援額確定の面で強い不満が残った。

下水道の普及に伴って、し尿処理業者の営業に影響が生じることは自明のことであり、しかも、その影響は徐々に表れるものである。し尿処理業務が市町村の固有事務であることを考慮しても、やはり基本的には、業者の自主的な経営努力により対処すべきであると思われ、合特法自体もこれを当然の前提にしているものと考えられる。そのような観点から考えると、今回の支援額確定に際しては、補償項目全てを盛り込む等、至れり尽くせりの感があり、業者の経営努力に期待するという要素は考慮されていないように思われる。この意味で、国土交通省の損失補償基準をそのまま適用することは、合特法の趣旨を踏まえると合理的な手法とは言えないと考えられるので、今後の見直し事項とすべきである。

5年ごとの見直しの際には、他県や他地域の資料も研究してその傾向を把握し、その時期における技術的進歩と社会情勢の変化も考慮に入れて、算定基準を見直すべきである。

2. 事業の透明性の確保について

「提言を受け取って終わり」ということではなく、財務諸表の公開、減車実績の報告など、この委員会がこれまで提出してきた提言書の中で指摘した諸項目について、事業を実施しながら常に合理的、総合的に評価を行い、それを踏まえて改善の努力を続け、その内容を市民に対して説明してほしい。

そのための一案として、5年後の見直しに合わせて再度専門委員会をつくるか、あるいは、今回の合理化事業の事業評価のための継続的なワーキンググループをつくって事業内容を短期的及び長期的視野より検証する等の方法も検討すべきである。

また、し尿処理業務と並んで市民生活に関わりの深い浄化槽清掃業務や浄化槽汚泥処理業務等の業務についても、技術的、経済的見地から実態調査を行い、これら浄化槽関連業務のあり方や市の関わり方についても、市民に公開の場で審議、検討すべきである。

3. 事業の適正な実施について

今回、来年度以降の合理化事業について、合理化事業計画が策定され、明確な基準を盛り込んだ協定書が締結されたが、実際の合理化事業がこれらの取り決めに従って適正に実施されるように、市は厳正な態度で指導監督にあたるべきである。

第3. 個別意見

今回、最終提言をおこなうにあたり、第1. 第2. の項目には盛り込みきれなかった委員の個別意見について、委員会として市長に是非とも参考にしてもらいたいので、委員の個別意見を最後に付け加えることとする。

○固液分離業務と中継輸送業務について

環境整備協会が、独自の技術開発や地元との交渉などにおいて、互惠共助の観点から困難な課題の解決に大きく貢献したことは明らかであり、それに対してはその努力を評価し、謝意を表すべきである。

○包括外部監査について

この問題の検討の必要性を明らかにした包括外部監査については、問題点の所在を鋭く指摘した点は大いに評価できるが、その具体的な内容やその解釈については不十分な箇所もあり、今後の問題解決については、かなりの追跡調査が必要であると思われる。

○減車について

・多くの市民が注目しているので、減車が確実に行われるよう指導監督してほしい。

・代替業務委託額は、市の資料によると総額85億円余になっている。これは市と業界が正式に確定したものではないとのことであるが、資料の数値が相違するならば、業界からその立証をさせて照合し、早急に確定させるべきであり、平成15年度までの減車は必ず実行しなければならない。市当局のより一層の奮闘を期待する。

○し尿処理業について

業者の方には、ほんとうに大変な仕事をしてきていただいた事は感謝いたします。しかし、市民の弱者の方より家庭に来られるし尿処理業者の方の現場での対応に関して、いろんな苦情も聞いております。また、この度の専門委員会の会議において感情的な言葉のやりとりもありましたが、市民のためになくってはならない事業をしているのだという自負を持って、最後まで業務を貫徹していただきたいと思います。そしてどの企業も今の時代生き残るために心血をそそいでおられると思います。し尿関係の方も自社のためにも頑張る事業を拡張して行ってほしいと思います。

○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(いわゆる合特法)について

岡山市当局は合特法による合理化事業の本質は「補償の実態を有する支援事業」との基本認識に立つというが、これは明白に間違いである。既に判例は損失補償(道路、ダム等の為の土地収用など、適法な公権力の行使によって、私人が受けた財産上の損害を補償すること)ではないと明言しているのである。これに比べて本件の事業は岡山市当局が許可(2年で更新)を認めたにすぎない。それにも拘わらず、減車の補償基準に通常の損失補償の基準で算出するところに大なる誤りがある。合特法は下水道整備に伴う「し尿の業務」が減少することに対して転業のために支援を社会政策的見地から認めようとしているに過ぎないのである。代替業務が開始されて30年余、徐々に徐々に下水道工事が進められてきており、業者はそれぞれ長期的視野に立って下水道整備の業務への影響をそれなりに対処することは充分できたものである。

従って、業者間においてもその財政規模、あるいは全事業における「し尿処理」業務の割合によって当然その支援の割合に濃淡の差をつけることが合理的である。例えば、「し尿業務」が全体の業務の10%以下の業者と、その大部分を占める業者とにおいて、減車補償(正確に言えば補償ではなく転業支援)の額が変わって当然ではないかと思われる。既に多角経営に体質が完全に変わっている業者に対しては、時には事前の予告をもって2年後の許可の更新を認めないがごとく毅然たる態度も必要ではないか。市当局が各業者の経済的格差を全く考慮せず、機械的に1台当たりの減車支援額を算出することは合特法の趣旨にも反し、業者間の格差を拡げるだけと思われる。即ち、結果的には強きを助け弱きを挫くことになる。その意味で今回の減車1台当たり4,600万円、代替業務に換算して4億6000万円という協定は岡山市政に大きな禍根を残したのではと危惧されるのである。繰り返すが、「多角経営を考慮せず、どの業者も一律平等に支援する」というのは、合特法の本質である転業支援という趣旨を逸脱して損失補償と同じなのである。

○市と環境整備協会へ

この問題を長年にわたり、うやむやにしてきた岡山市と環境整備協会双方に大きな責任がある。本来、岡山市と協会が解決すべき事が、包括外部監査の報告による委員会設置によって、ようやく進展したのは残念である。今後は市も協会も委員会の提言を真摯に受けとめ、岡山市民のために尽力していただきたい。